合同会社すわっこホーム 身体拘束等の適正化のための指針

第 1 条（基本的な考え方）

1. 身体拘束等は児童の活動の自由を制限し、尊厳ある生活を阻むものです。
2. 当事業所では基本的人権と主体性を尊重し、「身体拘束をしない支援」に努めます。
3. 利用児童または他の児童の生命・身体を保護するための「緊急やむを得ない場合」を除き、原則禁止とします。

第 2 条（緊急やむを得ない場合の例外三原則）

やむを得ず身体拘束等を行う場合は、以下の要件をすべて満たさなければなりません。

1. **切迫性**：本人や他の児童等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
2. **非代替性**：身体拘束以外に危険を防ぐ方法がないこと。
3. **一時性**：身体拘束が一時的なものであること。

第 3 条（当事業所において想定される対象行為）

1. パニック等による自傷・他害行為から安全を確保するための一時的なホールド（抱え込み）。
2. 外出支援中の突発的な飛び出し等による重篤な危険を回避するための一時的な身体・手等の拘束。
3. その他、生命に関わる突発的危機を回避するための必要最低限の行動制限。

第 4 条（身体拘束適正化検討委員会の設置・運営）

1. 適正化推進のため「身体拘束等適正化検討委員会」を設置します（虐待防止委員会と一体的に開催することができます）。
2. 構成員は、管理者、児童発達支援管理責任者、指導員・保育士等の代表とします。
3. 委員会は**年 1 回以上**、および必要に応じて随時開催します。
4. 委員会では、現状の分析、適正化の方針策定、発生時の事後検証、職員研修の実施確認等を行います。

第 5 条（やむを得ず身体拘束等を行う際の手続き）

1. **組織による判断**：職員個人の単独の判断ではなく、管理者や児童発達支援管理責任者を含めた組織的な判断を行います。
2. **保護者への説明・同意**：原則として事前に個別支援計画書等へ記載し保護者の同意を得るものとし、突発的でやむを得ない場合は事後速やかに詳細を報告・説明します。
3. **行政への相談・報告**：必要に応じ、指定権者（自治体）に事前相談または速やかに報告を行います。

第 6 条（身体拘束等の記録と保存）

1. 身体拘束等を行った場合は、その日時・継続時間、具体的な態様、児童の心身の状況、緊急やむを得ないとした理由を詳細に記録します。
2. 当該記録は、実施した日から **5 年間**保存します。

第 7 条（職員研修の実施）

職員の意識向上と適切な技術習得のため、新規採用時の研修に加え、全職員を対象とした定期研修を**年 1 回以上**実施します。

第 8 条（指針の閲覧・公表）

本指針は、ホームページへの掲載や事業所内への備え付け、重要事項説明書への添付等により、保護者等がいつでも閲覧できるように公表します。

附則

本指針は令和 8 年 4 月 1 日より施行します。
